

公 示 送 達 書

地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び新冠町税条例(昭和41年条例第21号)の規定により、公示送達する。

令和 8年 5月25日

新冠町長 山本政嗣

送 達 先		送達すべき書類名	摘 要
住 所(所在地)	氏 名(名称)		
沙流郡日高町字厚賀町200番地	庄野 京子	令和8年度固定資産税納税通知書	この書類は、税務課において保管し、申出があればいつでも交付する。
	以下余白		

注意 この書類は、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。